## 告 示

## 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

その関係図面は、令和三年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及

び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路 線 名 二百九十九号

三 道路の区域

Г		
新	旧	旧 新 別
山字軍平二二四九番五地先まで山字軍平二二四九番五地先まで	- 也亡ゝっ夫と弔ゝ匿予丁郡小鹿野町三山字納宮二四	区間
- - - - - - -		(メートル)敷地の幅員
3 7 0		(メートル)
	一部変更である。 二号の道路予定区域の 土整備事務所長告示第 五日付け埼玉県秩父県 平成二十五年一月二十	備考